

仕様書①（案）

1 件名 新宿区施設窓口におけるキャッシュレス決済端末の賃貸借

2 目的

新宿区施設窓口でのキャッシュレス決済（クレジットカード決済、電子マネー決済及びコード決済）での納付手段を拡充することにより、区民の利便性向上を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和12年8月31日まで

4 業務内容

- (1) 新宿区施設窓口におけるキャッシュレス決済に必要なモバイル型決済端末（以下、決済端末という。）の納入（決済端末の稼働は令和8年9月を予定）
- (2) 窓口キャッシュレス決済の運用に係る保守業務（利用者サポート、障害対応、セキュリティ対策等）

5 対象となる収入

別紙1「決済対象一覧」のとおり。

※対象科目は追加・修正する場合がある。

6 導入場所

別紙2「導入場所一覧」のとおり。

※導入場所は追加・修正する場合がある。

7 支払方法

各月ごとに受託者の請求に基づき支払う。

8 決済端末の要件（仕様・機能）

- (1) 持ち運び可能なモバイル型端末（バッテリー駆動）であること。
- (2) タッチパネルを搭載していること。
- (3) クレジットカード（タッチ決済）、電子マネー、コード決済に対応した決済アプリケーションを搭載していること。

- (4) モバイル通信の利用が可能であること。
- (5) レジ機能（決済処理、金額入力、取消・返金処理、日次等集計処理等）を端末上で実行できること。
- (6) レシートプリンタを機器に内蔵していること。
- (7) 決済端末に搭載されているセキュリティのパッチは、適宜実施することとする。
- (8) 次の主要な決済手段・決済ブランドに対応することとし、決済ブランド追加にも対応すること。

（主要な決済ブランド）クレジットカード：VISA、Mastercard、JCB

電子マネー：交通系 IC（Suica 等）、iD、nanaco

コード決済：PayPay、d 払い、楽天ペイ

9 機器の納入

- (1) 決済端末本体及び連携する POS 機能に関する初期設定・動作確認済みの端末を納入すること。
- (2) 機器の納入時期や納入方法については、新宿区と事前に協議の上決定すること。
- (3) 機器の納入時の搬入費用、返却時の搬出費用は本契約に含むこと。
- (4) 納品物には以下の内容が記載されたシールを貼付すること。

ア リース物件であることが分かる表記

イ 賃貸会社名

ウ 賃貸会社住所（任意記載）

エ 賃貸会社電話番号（任意記載）

オ リース開始年月日

カ 契約番号

- (5) 受託者は、機器の搬入作業において新宿区または第三者の財産等に害を及ぼした場合、新宿区または第三者に責がある場合を除き、その責を負うものとする。

10 機器管理・修理費負担

通常使用における端末の設定及び故障に対する修理費用は受託者負担とする。ただし、次の費用は新宿区の負担とする。

- (1) 決済端末の接続回線に係る通信費用
- (2) 決済端末利用に伴う電気料金
- (3) 取消処理時の手数料負担
- (4) 新宿区職員等の故意または過失により端末が故障または破損した場合の修理費用
- (5) 地震、火災、その他の震災等による端末の故障

1.1 その他

- (1) 決済端末の取り扱いに関する新宿区職員向け研修の実施及び端末操作マニュアルを整備すること。
- (2) 施設内に表示する対応キャッシュレス決済の掲出物（ロゴマーク等）を必要に応じて無償で提供すること。
- (3) 契約期間満了後は賃貸物件を返納することとし、返還・廃棄費用は本契約に含むものとする。
- (4) 本契約の履行に当たって自動車を使用する場合、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定するディーゼル車規制に適合する自動車を使用すること。
- (5) 本契約の履行に当たっては「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。
- (6) 本業務の履行に当たって、新宿区環境マネジメントの取り組みに協力すること。
- (7) この仕様に定めのない事項については、別途新宿区と協議の上、履行するものとする。